

【令和6年度補正】

競争力強化型機器等導入緊急対策事業

【予算措置額：20億円】

【事業の概要】

持続可能な収益性の高い操業体制を確立するため、生産性の向上や省力・省コスト化、養殖業への転換等に資する漁業用機器等及び海上ブロードバンド用機器の導入を行う漁業者を支援します。また、生産性向上のために行う、人力作業の機械化も支援します。
(支援対象例：漁業用エンジン、LED集魚灯、乾燥機、自動イカ釣り機等)

【支援対象者】

- ・ 浜の活力再生広域プランを策定する広域水産業再生委員会に属する漁業者
 - ・ 浜の活力再生広域プランの策定を目指して広域浜プラン策定調整協議会が設置される場合に、当該協議会に参画する地域水産業再生委員会に属する漁業者
 - ・ 漁船漁業構造改革広域プランを策定する広域漁船漁業構造改革委員会に属する漁業者 (海上ブロードバンド用機器、LED集魚灯のみ)
- *いずれも資源管理の取組を行う漁業者

【支援対象経費】

競争力強化に資する漁業用機器等の購入経費 (撤去費、設置費(*)等除く)

〔補助率：1／2以内(税抜本体価格)
助成上限額：5,000万円〕

*省エネ機器は設置費も助成対象(令和8年3月末まで)

【取組の目標(KPI)】

浜の活力再生広域プラン等に基づく各種の取組の効果全体として、事業開始年度を含め5年以内に漁業所得(個人)又は償却前利益(法人)の10%以上向上

【事業の流れ】



※事業実施者は、事業実施主体から漁獲量の報告を求められたときは、資源管理の取組に係る魚種について前年度の漁獲量を報告しなければなりません。

競争力強化型機器等導入緊急対策事業による 助成を受けられない場合について

I 漁業経営セーフティーネットへの加入

1 漁業経営セーフティーネットに加入していない者は、本事業による助成を受けることができません。

- ・ 本事業で導入した機器等の耐用年数期間中は、継続して加入しなければなりません。
- ・ 実施計画承認申請書の提出時までには加入していなければ助成を受けることができません。

II 漁業関係法令等違反

2 事業実施計画の承認申請日以前1年の間に漁業関係法令等に違反したことが確定した者は、本事業による助成を受けることができません。

3 事業実施計画の承認申請日の翌日から事業完了までの間に漁業関係法令等に違反したことが確定した者は、本事業による助成を受けることができません。

- ・ 「漁業法令等」とは、国の漁業関係法令のみならず、県の漁業調整規則や海区漁業調整委員会指示、地域で合意され明文化された資源管理措置等を含みます。
- ・ 応募者又は事業実施者が、漁業法令等の違反を理由として逮捕され又は取締りを受けた場合には、直ちに漁安協までその旨を報告してください。

III 他の事業又は過去の事業との関係

4 次の事業を活用している（又は活用しようとしている）者は、本事業による助成を受けることができません。

- (1) 競争力強化型機器等導入緊急対策事業
- (2) 水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（漁船リース事業）

- ・ 漁船リース事業の事業提案書の提出を行う者も助成を受けることができません。

(3) もうかる漁業創設支援事業、がんばる漁業復興支援事業又はがんばる養殖復興支援事業（もうかる・がんばる事業）

5 過去の次の事業で導入した機器を被代替機器等としようとする場合は、本事業による助成を受けることができません。

- (1) 体質強化グループ活動支援事業
- (2) 省エネ機器等導入推進事業
- (3) 漁業経営体質強化機器設備導入支援事業（復興対策）

- ・ 上記の事業及び他の事業で導入した機器等で耐用年数が既に経過したものを被代替機器等とする場合は、この限りではありません。ただし、競争力強化型機器等導入緊急対策事業で導入した機器等を被代替機とする場合は、耐用年数が経過した年度中は本事業による助成を受けることができません。

IV その他

6 基準年の漁業所得（個人経営の場合）又は償却前利益（法人経営の場合）がその他の所得（個人経営の場合）又はその他の利益（法人経営の場合）を下回る者は、本事業による助成を受けることができません。

7 事業実施計画の承認申請日以前1年の間又は承認申請を行った日の翌日から事業完了までの間に、ライフジャケット着用義務を怠ったことにより行政処分を受けた者又は海事関係法令違反による死亡災害が発生した者は、本事業による助成を受けることができません。

※上記の要件に該当していなくても、提出した機器事業実施計画が、競争力強化型機器等評価委員会で認められなかった場合等は、本事業による助成を受けられないことがあります。